

抗認知症薬 審査に差

認知症の進行を遅らせる抗認知症薬を規定の有効量を下回って少量投与した場合、過去3年間で全国の国民健康保険団体連合会(国保連)のうちの県が医療機関から診療報酬支払い請求を認めない査定をしたことが、共同通信の調査で21日、分かった。26都県では、認めない査定はなかったとし、12県が少量投与を認めるべきだとするなど、抗認知症薬の扱いに地域差があった。

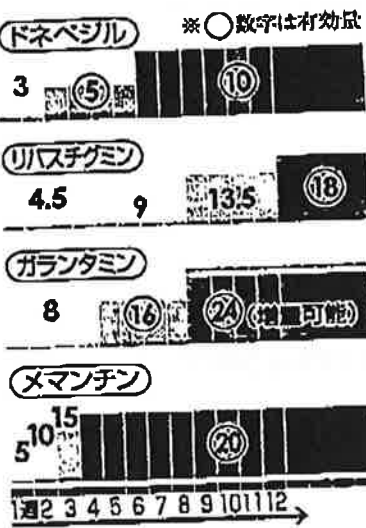
診療報酬で国保連

興奮などの副作用を避け、個々の患者に適した認知症医療の充実が、公定で明確な審査が課題となる。厚生労働省は「少量投与も医学的に妥当だと判断すれば認めてい

るはず。審査の差異は解消しようと努めている」としている。

抗認知症薬は飲み薬のドネペシルなど4種類が承認されている。いずれも少量で始め

抗認知症薬の増量規定 (単位は1日当たりのmg)



9県 少量投与認めず 12県は「認めるべき」

約1・7〜4倍の有効量まで増量するよう添付文書で規定されている。高齢者医療に携わる医師らでつくる「抗認知症薬の適量処方を実現する会」(代表・長尾和宏医師)によると、増量で興奮や歩行障害などの副作用が頻発しているが、患者の状態に合わせて少量処方すると、審査で認められない場合がある。薬剤師が医療機関の負担になる恐れから医師が少量投与を控え、認知症医療の大きな障害となっているという。

75歳以上の後期高齢者や自営業者らを対象にする各都道府県の国保連の審査担当者 回答した。

主に被用者が対象の社会保険診療報酬支払基金は今年7月の診療分で、北海道、栃木、埼玉、熊本で各1件、神奈川県で7件の査定があったと回答した。

過去3年間に請求を認めない査定をした例があったかを問い合わせたところ、千葉、愛知、兵庫などの県は「ある」と答え、26都県で「ない」と回答した。また、京都は「非常に微妙な点を多く含む」と、滋賀は「審査委員会での協議で回答できない」とし、回答はしなかった。

抗認知症薬の増量規定 アルツハイマー病の認知症状の進行を抑制する飲み薬としてドネペシル、ガラントアミン、メマンチン、貼り薬としてリバスチグミンが承認されている。いずれも吐き気などを防ぐため少量で始め、有効量まで増量するとの使用規定がある。例えば、ドネペシルは1日1回3mgから始め、1ヶ月で10mgまで増量するよう規定されている。増量すると興奮、歩行障害、飲み込み障害などの副作用が出る場合もあるとして、少量投与を認めるよう主張する医師らの団体があ